

社外アンケート調査の結果、当初事案及び類似事案に係る情報は確認できなかつた。

5 関連当事者取引についての把握

(1) 実施方針

当委員会は、当初事案及び類似事案の調査として、平成 25 年（2013 年）3 月期から平成 31 年（2019 年）3 月期第 1 四半期（自平成 30 年（2018 年）4 月 1 日至同年 6 月 30 日）までの期間（以下「調査対象期間」という。）中における東京貴宝の役員、ジョイ・イースト・プラスの役員及び株主（法人株主を除く。）を全て対象として、関連当事者情報の把握調査を行った。

(2) 関連当事者情報の把握調査の実施方法、回収状況、回答結果

上記のとおり関連当事者情報の把握をするため「関連当事者取引についての回答書」と題する書面を 21 名に発送し、19 名から回収した。回収された内容を精査した結果、特段問題となる事項は含まれていなかった。

なお、未回収 2 名のうち、1 名に対してはヒアリングで該当事項がないことを確認した。

6 申告窓口の設置

(1) 設置方針

当委員会は、当初事案及び類似事案に係る調査として、東京貴宝の全役職員を対象として、当初事案及び類似事案に係る情報を当委員会に提供するための窓口（以下「申告窓口」という。）を設置した。かかる窓口の設置については、上記社内アンケート調査の用紙に記載する方法で周知した。

(2) 申告窓口の設置方法及び受付状況

当委員会は、平成 30 年（2018 年）11 月 19 日から同年 12 月 10 日までの間申告窓口を設置した。同窓口への情報提供は、メール又は郵送する方法により当委員会宛に直接行うよう要請した。また、当委員会が受領した情報については、当委員会が直接開封することとした。

(3) 申告窓口設置の結果に対する検討及び対応

申告窓口に対し、前記期間中、当初事案に係る 1 件の申告がなされ、必要な範囲で調査を行った。

第 7 当委員会の開催状況

当委員会の調査期間は、当委員会が設置された平成 30 年（2018 年）11 月 1 日から本報告書提出日前日までである。

当委員会は、上記の期間中、以下の期日に合計 25 回の委員会を開催した。

（いずれも平成 30 年（2018 年））

11 月 1 日	11 月 5 日	11 月 7 日	11 月 8 日
11 月 9 日	11 月 12 日	11 月 14 日	11 月 15 日
11 月 17 日	11 月 19 日	11 月 20 日	11 月 21 日
11 月 24 日	11 月 27 日	11 月 28 日	11 月 29 日
11 月 30 日	12 月 3 日	12 月 4 日	12 月 5 日
12 月 6 日	12 月 7 日	12 月 9 日	12 月 11 日
12 月 12 日	—	—	—

第 8 本調査の限界に係る留保

当委員会は、前記第 2 の本調査の目的を達成するために必要と認めた調査を行った。しかしながら、本調査は、強制的な調査権限に基づくものではなく、あくまで関係者の任意の協力が前提である点、時間的制約のある中の調査であった点、東京貴宝から提供を受けた関係資料、役職員のヒアリングにより得られた供述等に依拠しており、これらの関係資料、供述等で明らかに不審な点や矛盾点が認められた場合にはその都度慎重な確認を行ったものの、原則として、これらの関係資料、供述等について、作成名義が真正であることを前提としている点や、当該関係資料以外の重要な資料であって東京貴宝から開示されていないものが存在しないことを前提としている点などに起因する、本調査の限界があったことを付言する。

加えて、当委員会は、本調査にあたり、後記する不適切行為により中川氏、n3（中川氏の妻。ジョイの代表取締役。）及び n1（中川氏の娘。ジョイの従業員。）が得た利益を確認すべく、中川氏のみならず、n3 及び n1 に対し資料提供を依頼したが、両名ともこれを拒否し、かつ、当委員会が両名に対して依頼したヒアリングを拒否した。

当委員会の事実認定は、このように限界がある中で行った本調査の結果に基づくものであって、当委員会が収集した資料等以外の関係資料等が存在し、又は、ヒアリングで得られた供述等に事実と異なる内容が含まれることが発覚した場合には、本調査の事実認定が変更される可能性がある。

第2章 東京貴宝の沿革、事業内容及び組織構成等

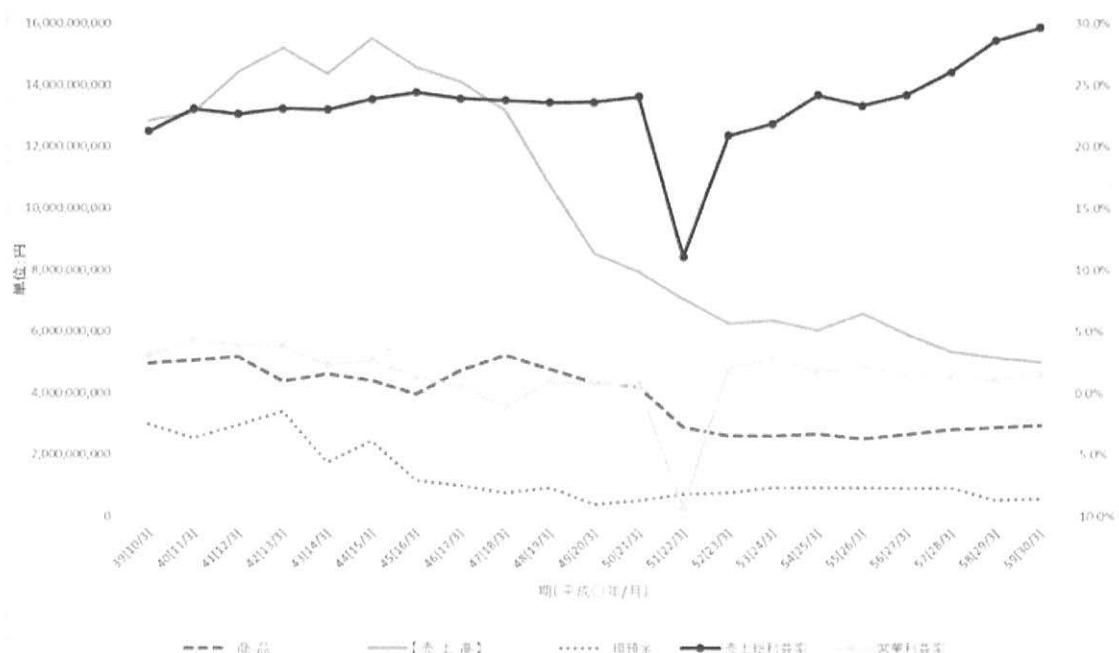
第1 沿革等

東京貴宝は、昭和35年（1960年）11月7日に設立された。

東京貴宝は、平成10年（1998年）12月、社団法人日本証券業協会に店頭登録し、株式を公開し、平成16年（2004年）12月、日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場した。また、平成22年（2010年）4月、ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所（JASDAQ市場）に株式を上場し、平成22年（2010年）10月、大阪証券取引所ヘラクレス市場、同取引所 JASDAQ 市場及び同取引所 NEO 市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）に株式を上場し、平成25年（2013年）7月、東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）に上場している。

なお、宝飾業界の市場規模は、バブル経済崩壊前のピーク時3兆円から現在1兆円を切り、9400億円程度まで縮小しているといわれている。

東京貴宝の売上もこれに連動し、ピーク時には150億円超あったが、直近第59期（平成30年（2018年）3月期）では約3分の1の50億円まで規模が縮小している（下記グラフ参照）。また、東京貴宝は、平成22年（2010年）3月期に棚卸資産の簿価切下げを大幅に行なったため、売上総利益率は著しく減少しているが、それ以降、売上高は減少するものの、売上総利益率は増加傾向にある。



第2 事業内容

東京貴宝は、指輪、ネックレス、ピアス・イヤリング、アクセサリー等の製造及び卸売販売を主軸とした事業活動を展開しており、単一のセグメントで、単一の事業分野において営業をしている。

第3 組織

1 組織構成

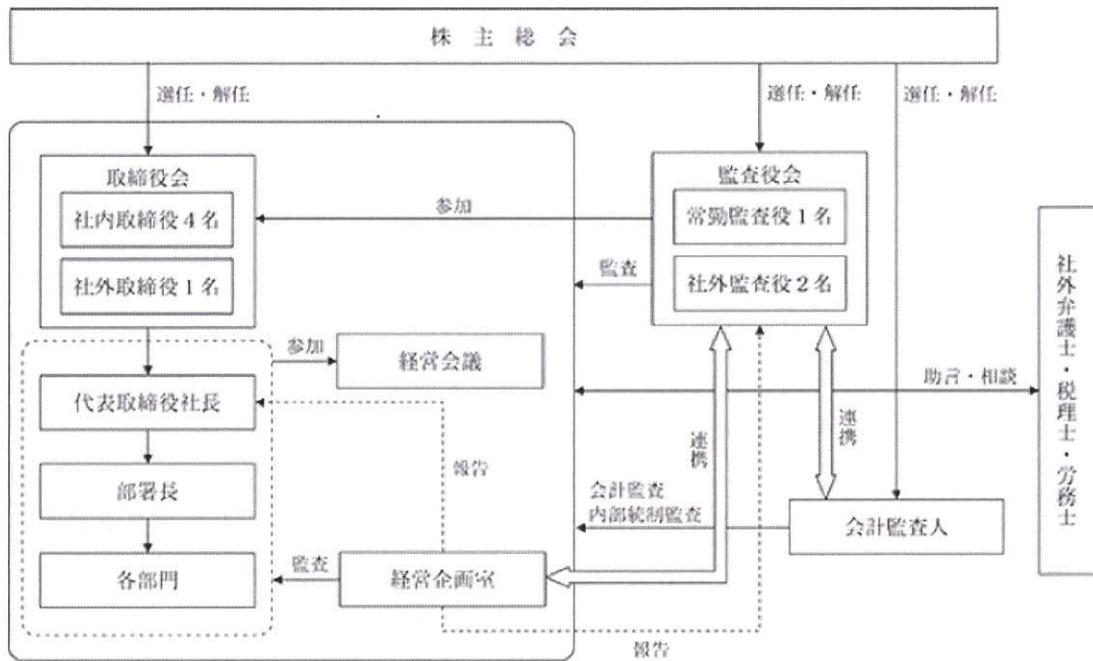
第59期（平成30年（2018年）3月期）有価証券報告書によれば、東京貴宝の組織構成及びコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりである（なお、当該コーポレート・ガバナンス体制が東京貴宝の実態に沿ったものでないことは後述するとおりである。）。

第59期（平成30年（2018年）3月期）有価証券報告書上、東京貴宝は、取締役会と監査役会による業務執行の監督及び監視を行っている。取締役会は社内取締役4名及び社外取締役1名で構成され、毎月1回以上の取締役会を開催している。

また、有価証券報告書上、監査役会は常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成され、各監査役は監査役会が定めた監査の方針、監査計画、業務分担等に従い、取締役会に出席し、意見を述べるなど、取締役の業務執行が適正かどうかの監査を行い、内部監査部門である経営企画室及び会計監査人と連携を密にして、監査の実効性の向上及び内部統制機能の強化に努めているとされている。

加えて、有価証券報告書上、税務・法務関係業務についても、外部専門家と顧問契約を締結し、隨時相談・確認を行い、指導を受けることにより、コンプライアンスの徹底に努めているとされている。

以上の有価証券報告書の記載上の組織構成及びコーポレート・ガバナンス体制を図示すると次頁のとおりである。



2 従業員

第 59 期（平成 30 年（2018 年）3 月期）有価証券報告書によれば、東京貴宝の常時勤務の従業員は、営業部 55 名、商品部 20 名、総務及び経理等の管理部門の従業員 15 名の合計 90 名の従業員により構成されている。

第3章 不適切行為に係る判明事実（概要）

第1 当委員会が認定した不適切行為の概要

1 総論

当委員会における調査において判明した不適切行為の概要は以下のとおりである。

すなわち、中川氏は、後述するワンマン経営によって代表取締役である自身に東京貴宝の権限を集中させ、取締役会への事前の承認や報告をすることなく、独断で、①プライベートカンパニーを利用した利益の付け替え及び中川氏個人と同人の親族への会社資金の還流、②①の結果としての異常な消化仕入の戻り処理、③東京貴宝と取引関係にある窮状にある企業に対する商品購入の形をとった金融支援等を行っていた（以下、①ないし③を併せて「本件不適切行為」という。）。以下、個別に行為の概要を述べる。

2 イースト、プラス、ジョイを利用した利益の付け替えと中川家への会社資金の還流

後述するように、中川氏は、昭和54年（1979年）に新大光宝石株式会社（以下「新大光宝石」という。）を設立し、同社において宝飾品の卸し・小売業を営んでおり、平成18年（2006年）3月期から平成19年（2007年）3月期までの東京貴宝の有価証券報告書には、新大光宝石が子会社又は関連当事者として記載されていた。しかし、平成20年（2008年）3月、中川氏は、新大光宝石は実態としては同人が支配し続けたままであったが、株式をn3とn1に譲渡し、代表取締役を退いてn3を後任の代表取締役とし、会社名をジョイに変更し、東京貴宝と新大光宝石改めジョイとの間の直接の取引を全てなくした。その結果、平成20年（2008年）3月の有価証券報告書上、新大光宝石は東京貴宝の子会社の扱いから除外されることとなった。もっとも、実際には、中川氏は、東京貴宝とジョイとの取引においてイーストやプラスを介在させ、東京貴宝とジョイとが直接の取引関係に立たないように隠蔽を図った上で、取引を継続していた。

さらに、中川氏は、東京貴宝、イースト、プラス、ジョイの経理を自ら管理監督し、東京貴宝の商品について本来は東京貴宝に計上されるべき粗利をイースト、プラス、ジョイに付け替えていた。具体的には、中川氏は、東京貴宝主催の展示会等において商品が顧客に販売された場合、東京貴宝の営業本部の担当者に伝票の作成を指示し、東京貴宝がイースト又はプラスを通じ売上を計上し、ジョイを通じて外部顧客に商品が売られたこととする慣行としており、しかも各会社間の粗利の設定は全て中川氏が決定していた。

東京貴宝は、上記の利益の付け替えにより、得べかりし利益の喪失という損害を被っている。なお、上記取引によってジョイが得た利益から、中川氏及びn3の報酬、n1の給与が支払われており、本来東京貴宝に帰属すべき粗利が中川家に還流されて蓄財され、私的に利用されているほか、ジョイや取引先関係者に対する貸付金の原資にされていた。

これら一連の取引行為について、東京貴宝の取締役会による承認決議はなされておらず、中川氏は、東京貴宝の取締役会に対して、当該取引内容の報告も行っていなかった。

3 異常な消化仕入の戻り処理

上記 2 の本件不適切行為では、東京貴宝が外部から仕入れ、イースト、プラス経由でジョイ等に売られた商品在庫について、さらに、株式会社 T2（以下「T2」という。）などを介在させて東京貴宝が消化仕入で外部に販売したものとして処理される結果、同一の在庫に関して、東京貴宝において売上と仕入が 2 度計上されている。このような異常な経理処理についても、中川氏の指揮命令の下に行われていた。

4 T3 等への金融支援

中川氏は、資金繰りが逼迫していた株式会社 T3（以下「T3」という。）の代表者から支援の要請を受け、同社を金融支援する目的で、T2 を介して東京貴宝の資金で T3 の在庫商品を同社の簿価で一括購入したように伝票処理していた。しかし、その後も在庫商品の管理自体は引き続き T3 に行わせ、後日、在庫商品が顧客に販売された場合は、購入時の簿価に 4% 上乗せした金額で T3 が東京貴宝から消化仕入により購入した上で販売したことにして、東京貴宝の融通した資金の回収を図る金融支援スキームを持ちかけ、取引を行った。このような取引は、法形式上は売買取引であるが、経済実態は在庫を担保とした貸付行為である。なお、取引に T2 を介したのは、小売業である T3 から卸売業を中心とする東京貴宝が商品を購入するという形態では、通常の取引ではないことが判明してしまうからであった。

このような金融支援は東京貴宝にとって回収不能となるリスクを伴う重要な与信行為であるが、東京貴宝の取締役会において、その支援の必要性やリスクに関する実質的な議論がなされた形跡はなく、中川氏の判断により実行されていた。

第 2 不適切行為の関与者の概要

1 中川氏のプライベートカンパニーの概要

(1) イースト

イーストは、a3 が、昭和 61 年（1986 年）9 月に資本金 300 万円で設立した名古屋市に本店を置く会社である。a3 は、約 40 年前に、フランスのジュエリーブランドを日本国内に広めた人物であり、東京貴宝が当該ジュエリーブランドとの取引を開始して以来、a3 と中川氏との間の交流は続けていた。

平成 23 年（2011 年）、イーストは、本店を東京都千代田区に移すとともに株式会社に移行し、中川氏の協力のもと、都内某ホテル内に宝石店を出店した。

平成 25 年（2013 年）頃、中川氏は、a3 に対し、資本金相当額の 300 万円と a3 がイーストに拠出した貸付金の一部である約 700 万円の合計約 1000 万円を支払い、イーストの株式を譲り受けた。これにより、中川氏は同社の一人株主となった。

平成 26 年（2014 年）6 月 1 日、中川氏は、同社の本店を東京貴宝の本店所在地で所有不動産の東京都台東区東上野のオーラムビル（以下「オーラムビル」という。）に移

転し、かつ、現在の商号である「株式会社イースト」に社名を変更した。また、中川氏は、同社の一人株主として、a11 をイーストの名目的な代表取締役に選任した。

a11 は、中川氏と 20 年来の交友関係があり、かつ、オーラムビル内に本店をおく株式会社 T4（以下「T4」という。）の代表取締役として東京貴宝の製品加工を受注している（なお、T4 は、東京貴宝の創業者一族が保有する不動産管理会社である T13 株式会社（以下「T13」という。）の子会社とのことである。）。

中川氏は、イーストが都内某ホテルに宝石店を出店した頃から、その実権を掌握し、全て中川氏個人の判断に基づき、同社を介したジョイに対する売上取引や、さらにジョイから T2 を介した東京貴宝の仕入取引を行っていた。また、イーストの社判は東京貴宝で管理され、中川氏の許可を得なければ押印できない状態であった。

これらの事実関係に鑑み、当委員会としては、平成 23 年（2011 年）頃から、イーストは中川氏の支配が及んでいた会社であったと認定した。

② プラス

プラスは、宝飾品の卸販売会社であり、a4 が、平成 23 年（2011 年）11 月に資本金 100 万円で設立した。プラスの前身は株式会社 T6（以下「T6」という。）であり、同社は a4 の前夫である a6 が設立した会社である。

a6 の父親である a5 は、東京貴宝の社外監査役を平成 18 年（2006 年）6 月から平成 21 年（2009 年）6 月まで務めていた。

T6 は、オーラムビル内の一室を借りて営業し、宝飾品の卸販売をしていたが、その商品のほとんどを東京貴宝から仕入れており、慣習として、中川氏に売上の報告を行っていた。このような事実関係から、T6 は、東京貴宝と緊密な関係にあり、かつ、経営面で依存していたことが窺える。

平成 23 年（2011 年）11 月 7 日に、a6 が T6 の経営から離れ、a4 がプラスを設立するにあたっても、a4 は中川氏に相談していた。また、プラスの設立後においても、中川氏は、T6 に引き続き、プラスの経理処理を把握していた。さらに、中川氏は、東京貴宝からプラスに対する支払の猶予や従業員の出向等を全て同人の判断で行っていた。したがって、中川氏のプラスに対する支配的関係は、従前の T6 の頃以上に確立されていた。

平成 27 年（2015 年）12 月頃、a4 は、中川氏から、プラスの社判や通帳等を、プラスの現代表取締役であり東京貴宝の元従業員である a16 に渡すよう指示され、これらを交付した。

さらに、平成 28 年（2016 年）3 月頃、a4 は、中川氏から、a4 がプラスに拠出した運転資金 300 万円と資本金 100 万円を支払うことと引き換えにプラスの株式を譲渡するよう指示され、同月 24 日に、イーストに株式を譲渡した。資本金相当額である 100 万円は、イーストから支払われた。これにより、イーストがプラスの単独株主となった

が、前述のとおり、イーストは中川氏の支配が及んでいる会社であることから、プラスにおける資本の面でも中川氏の支配が及ぶこととなった。

これらの事実関係に鑑み、当委員会は、遅くとも平成 23 年（2011 年）頃から、プラスは中川氏の支配が及んだ会社であったと認定した。

（3）ジョイ

ジョイは、旧商号は新大光宝石であり、中川氏が昭和 54 年（1979 年）8 月に設立した。中川氏によると、新大光宝石の前身は大光宝石株式会社（以下「大光宝石」という。）であり、東京貴宝とは 40 年ほど前に取引があった。大光宝石との取引は、中川氏が東京貴宝の営業を担当しており、中川氏は同社に対して貸付をしていた。その後、同社が資金繰りに窮り、中川氏への貸付金の返済が困難になったため、中川氏が大光宝石の事業を引き継ぎ、新大光宝石を設立するに至った。

その後、平成 12 年（2000 年）10 月 26 日、中川氏は、新大光宝石の代表取締役に就任したものの、後述の経緯により、平成 20 年（2008 年）3 月 6 日に代表取締役を辞任し、妻である n3 が代表取締役に就任した。これを機に、新大光宝石はジョイに商号を変更した。さらに、中川氏は、従来から同社の株式の 87% を所有していたものの（残りは同人の妻である n3 が所有。）、当該商号変更を機に、同社の株式を娘の n1 に譲渡し、現在に至っている。

ジョイの正規雇用の従業員は、中川氏と n1 のみであり、業務のほとんどを中川氏が行っている。

これらの事実関係に鑑み、当委員会は、ジョイは中川氏の支配が及んでいる会社であると認定した。

2 その他外部関係者の概要

中川氏の上記プライベートカンパニーのほか、以下の会社が、中川氏によって本件不適切行為に関与させられていた。

（1）T3

T3 は、宝飾品の小売業をしているが、その前身は株式会社 T14（以下「T14」という。）であり、同社は a14 が昭和 33 年（1958 年）10 月に設立した。平成 23 年（2011 年）3 月、T14 が民事再生手続を申し立てたため、同年 5 月、a8 が、中川氏の資金支援のもと、T3 を設立し、T14 の事業を譲り受けた。当初は a8 が代表取締役を務めていたものの、平成 25 年（2013 年）頃から経営が悪化したため、同年 5 月 6 日に T14 の頃から a8 の部下であった a2 を共同代表取締役に選任した。翌年の平成 26 年（2014 年）6 月 20 日以降は、a2 のみが代表取締役となっており、現在の株式は全て a2 が所有している。

東京貴宝とは、T14 の頃には取引はほとんどなく、T3 が設立されて以降、取引が開始された。

T3 は、全体の仕入れのうち、約 4 割の商品を東京貴宝から仕入れており、平成 30 年（2018 年）6 月に株式会社 T7（以下「T7」という。）が破産してからその業務を承継したイーストからの仕入れを含めれば、仕入れ全体の約 6 割を東京貴宝と中川氏の支配するイーストが占める。

また、平成 27 年（2015 年）頃、T3 は、不採算店舗を閉鎖するにあたり 2 期連続で赤字を計上し、金融機関からの借入れができなくなった。その際、a2 が中川氏に金銭の借入れを依頼したところ、ジョイから、同年頃、金利 4% で、6500 万円が貸し付けられた。

このような事実関係から、T3 は、経営面において、東京貴宝及び中川氏への強度の依存関係が認められる。

(2) T7

T7 は、宝飾品の製造卸会社であり、a8 が昭和 49 年（1973 年）7 月に設立した。a8 が代表取締役を長らく務めていたが、平成 20 年（2008 年）7 月 31 日に a17 を代表取締役に選任し、a8 は同社の経営から一時期離れていた。

T7 は設立直後から、東京貴宝と取引関係にあったが、東京貴宝に対する売上高は年間 1 億円程度であり、売上高全体の 1 割に及んでいる。なお、T7 の最大の取引先は、売上高が年間 2 億円程度ある T3 である。

また、T7 は、金融機関からの融資を受けることができなかつたため、事業資金として仕入代金に充てる目的で、平成 24 年（2012 年）9 月時点の残高で、東京貴宝から 2 億 1000 万円、ジョイから 2 億円を借り受けている。

このような事実関係から、T7 も、経営面において、東京貴宝及び中川氏への強度の依存関係が認められる。

なお、T7 は、平成 30 年（2018 年）6 月 25 日に事業を停止し、同年 10 月 3 日、破産手続開始決定を受け、現在破産手続中である。

(3) T9

株式会社 T9（以下「T9」という。）は、宝飾品の卸販売会社であり、昭和 35 年（1960 年）11 月に設立された。現在は a12 が代表取締役であり、株式は a12 及びその親族が所有している。

T9 と東京貴宝との取引は、50 年ほど前から継続しており、取引開始当初は中川氏が担当していた。T9 の仕入先は数年前まで数社あったが、現在は東京貴宝のみとなっている。

T9 の決算書によれば、平成 25 年（2013 年）時点で、ジョイから 2800 万円の借入

金が認められる。ジョイからの借入金は、その後、平成 27 年（2015 年）時点で最大 5090 万円に膨れ上がったものの、平成 30 年（2018 年）には全額が返済されている。この借入れは、T9 が金融機関からの融資を受けることができず、資金繰りに窮した際に、a12 から中川氏に対し融資を依頼したところ、ジョイから借り受けることとなったものである。

このような事実関係から、T9 も、経営面において、東京貴宝及び中川氏への強度の依存関係が認められる。

(4) T2

T2 は、宝飾品の卸販売会社であるが、その前身は株式会社 T12（以下「T12」という。）であり、同社は a9 が昭和 61 年（1986 年）4 月に設立した。平成 21 年（2009 年）に同社が破産したため、T2 が設立され、事業を継続した。その際、a9 の当時の部下であった a13 が代表取締役に選任され、a9 が会長に就任した。T2 の株式は a9 の親族及び a13 が所有している。

T2 と東京貴宝との取引は、前身の T12 の頃から継続しており、a9 が中川氏に対し営業を行い、東京貴宝との取引が開始された。T2 の仕入先及び販売先いずれにおいても、東京貴宝は上位数社に入る大口の取引先である。

このような事実関係から、T2 も、経営面において、東京貴宝及び中川氏への強度の依存関係が認められる。中川氏は、かかる依存関係に乗じて、本件不適切行為への関与を強いていた。

(5) T5

株式会社 T5（以下「T5」という。）は、前述の T2 の a9 の実弟である a10 が平成 13 年（2001 年）9 月に設立し、同人が代表取締役を務めている会社である。

中川氏は、同社についても、T2 と同様に、経営面における、東京貴宝及び同人への強度の依存関係に乗じて、本件不適切行為への関与を強いていた。

第3 イースト、プラス、ジョイの子会社性及び関連当事者性

1 会計評価の前提としての新大光宝石（改めジョイ）の歴史

本調査では、新大光宝石がジョイに名前を変えて現在まで存在し続けていることが、中川氏による不適切行為の最大の要因となっているものと認められた。ジョイと東京貴宝及び中川氏との関係性の経緯は以下のとおりである。

(1) 東京貴宝の店頭登録時の新大光宝石の取扱い

当委員会が中川氏にヒアリングしたところによれば、東京貴宝と新大光宝石（改めジョイ）との関係の始まりは、山形県米沢市にあった大光宝石に遡る。

前述のとおり、大光宝石は、宝石、貴金属製品等の販売を行っていた、かつての東京貴宝の得意先であり、中川氏が営業を担当していた。中川氏は40年ほど前に大光宝石から会社を譲りたいとの打診を受け、別途、新大光宝石を設立し、大光宝石の事業を譲り受けた。

東京貴宝は、平成2年（1990年）に1回目の店頭登録を目指したが、売上基準等を満たさず株式公開を断念した。その後、平成10年（1998年）12月に、日本証券業協会へ店頭登録し株式を公開している。東京貴宝の株式公開にあたり、関連会社の整理等を目的に資本政策が行われ、東京貴宝の有価証券報告書「沿革」によれば、次のような吸収合併による整理・統合が行われた。

時期	内容
平成2年（1990年）4月	経営の効率化を図るため、キングダイヤモンド（株）を吸収合併
平成3年（1991年）1月	経営の効率化を図るため、ジュエル貿易（株）を吸収合併
平成9年（1997年）4月	経営基盤の強化を図るため、政木興産（株）を吸収合併

前述のとおり、新大光宝石は、中川氏が設立した会社であるところ、平成10年（1998年）の東京貴宝の店頭登録時に新大光宝石の存在について社内等で検討がなされた。

そして、東京貴宝の店頭登録直前、新大光宝石の株主は、中川家と東京貴宝の常勤監査役（当時）であったa15から東京貴宝の元従業員であるa7に変更され、また、代表取締役は、a15から、東京貴宝の元従業員であったa1に変更された。

その結果、店頭登録時には新大光宝石と中川氏の関係は解消された形になり、新大光宝石は東京貴宝のグループ会社ではないという整理がなされた。しかし、当時、新大光宝石の株主となったa7、及び、代表取締役となったa1は、そのいずれもが中川氏の緊密な関係者であり、新大光宝石と中川氏の関係が整理されたわけではなかった。

その結果、次に記載するように、東京貴宝店頭登録から2年後の平成12年（2000年）には、中川氏自らが新大光宝石の代表と株主に復帰している。

このように、中川氏は、東京貴宝の店頭登録時、新大光宝石との関係を一旦整理したかのように見せかけて、実際には実態は何ら変わることなく、中川氏のプライベートカンパニーとして、新大光宝石が存在し続けた。

当委員会における本調査において判明した新大光宝石並びにジョイの代表取締役及び株主の変遷は、以下のとおりである。

【代表取締役の変遷】

代表取締役 任期期間	H5.8 重任 ～H10.6 退任	H10.6 就任 ～H 12.10 退任	H 12.10 就任 ～H20.3 退任	H20.3 就任 ～現在
氏名	a15	a1	中川氏	n3

【株主の変遷】

	～H9	H10～H12	H 13～H19	H 19～現在
中川氏	2,300,000		8,700,000	
n3	2,200,000			12,000
n1	2,200,000			8,000
a15	100,000			
a7		8,700,000		
その他株主	3,200,000	1,300,000	1,300,000	
発行済株式 総数	10,000,000	10,000,000	10,000,000	20,000

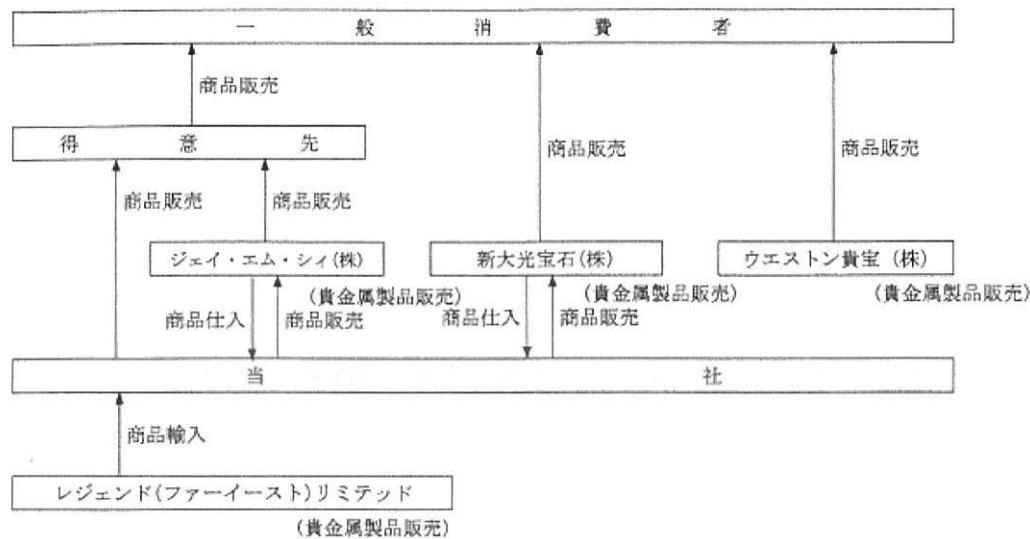
(2) 東京貴宝の店頭登録後も存在し続ける新大光宝石（改めジョイ）

上記のとおり、平成 10 年（1998 年）の店頭登録時には東京貴宝のグループ会社ではないという整理がなされた新大光宝石であるが、その後、第 41 期（平成 12 年（2000 年）3 月期）の東京貴宝の有価証券報告書（財務局提出日は平成 12 年（2000 年）6 月 28 日）の「事業の内容」には、「子会社」として新大光宝石の記載がなされるに至っている（東京貴宝の関係者からのヒアリングによれば、このような記載は監査法人の指導によるものであるとのことであるが、当委員会の調査ではその詳細は判明しなかった。なお、かかる記載は第 48 期（平成 19 年（2007 年）3 月期）まで続いている。）。そして、平成 12 年（2000 年）10 月には、中川氏は新大光宝石の代表取締役に就任している。また、東京貴宝の第 48 期（平成 19 年（2007 年）3 月期）有価証券報告書の、「役員の状況」には、「代表取締役社長 中川千秋」の「略歴」の中に「平成 12 年 10 月 新大光宝石(株)代表取締役就任」との記載がある。

図表 第41期（平成12年（2000年）3月期）の「事業の内容」

3. 事業の内容

当社の企業集団は、当社及び子会社4社で構成されており、事業内容は、指輪、ネックレス、プレスレット、ピアス・イヤリング、アクセサリー等の製造及び販売を主に営んでおります。
当社及び関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。



また、東京貴宝の第47期（平成18年（2006年）3月期）と第48期（平成19年（2007年）3月期）の2期間だけ、有価証券報告書「関連当事者情報」に新大光宝石の記載がある。

しかも、株式公開時から、「関連当事者情報」が有価証券報告書に記載された第47期（平成18年（2006年）3月期）とその翌期の第48期（平成19年（2007年）3月期）まで一貫して、下記のとおり、東京貴宝と新大光宝石の間の取引が計上され続けてきた。

【東京貴宝から見た新大光宝石との取引推移】

期	会計年度	売上		仕入	
		順位	金額:円	順位	金額:円
第 48 期	平成 19 年（2007 年）3 月期	53	39,532,410	125	11,360,070
第 47 期	平成 18 年（2006 年）3 月期	28	105,325,021	21	113,450,670
第 46 期	平成 17 年（2005 年）3 月期	21	109,280,400	131	15,601,187
第 45 期	平成 16 年（2004 年）3 月期	27	96,679,512	113	18,867,737
第 44 期	平成 15 年（2003 年）3 月期	52	50,745,060	139	17,167,845
第 43 期	平成 14 年（2002 年）3 月期	28	90,563,874	126	17,062,400
第 42 期	平成 13 年（2001 年）3 月期	16	166,158,190	364	518,880
第 41 期	平成 12 年（2000 年）3 月期	33	84,218,539	323	1,735,000
第 40 期	平成 11 年（1999 年）3 月期	34	63,507,958		0
	合計		806,010,964		195,763,789

前述のとおり、新大光宝石は、株式公開時前から一貫して中川氏が深く関与し、支配している会社であり、上記取引は、東京貴宝にとって、利益相反取引及び競業取引にあたる。そのため、新大光宝石が上記取引を行うというのであれば、取締役会での承認決議が必要になる。しかし、そのような事実は当委員会で確認できていない。

しかも、東京貴宝と新大光宝石（ジョイ）との間には、明確な取引条件もなく、取引条件を定めた文書も存在しない。

(3) 新大光宝石（改めジョイ）が東京貴宝の子会社から外れた経緯

本件で問題となっている新大光宝石（改めジョイ）は、前述のとおり、東京貴宝の第48期（平成19年（2007年）3月期）有価証券報告書を最後に、その記述が一切なくなっている。

これに関し、東京貴宝の第49期（平成20年（2008年）3月期）中に、中川氏が東京貴宝の会計監査人である監査法人の当時の担当者に対し以下の説明を行った結果、新大光宝石（改めジョイ）が東京貴宝の子会社から外れることになった。

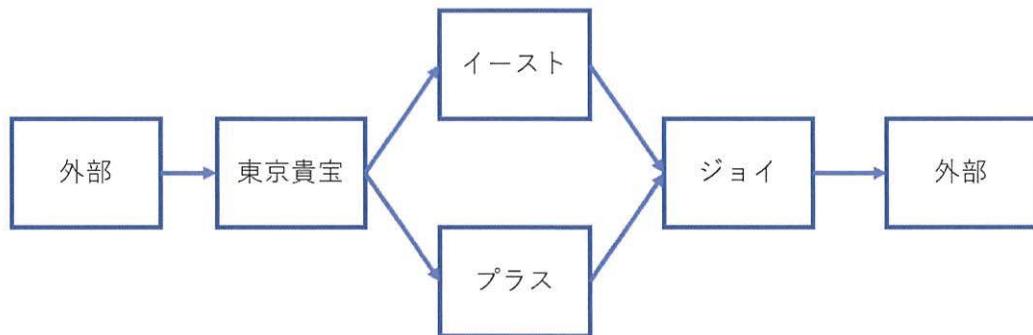
「新大光宝石は中川個人及び妻と娘の家族により運営しております。販売活動については、妻・娘のほか友人・知人のつてを頼って主に個人売りを中心に活動しております。商品管理・財務等は、誰も出来る者がおらず中川が一人で管理面をやっております。東京貴宝の影響を排除するために平成19年（2007年）9月以降、東京貴宝との取引を全て取り止めています。近い将来、経営そのものも妻・娘のほうに移していく予定です。売上・仕入のみならず、貸付・借入等含め全て東京貴宝とは関係ありません。新大光の資産と中川個人の資産のみで経営。」

(以上は、当委員会による監査法人の担当者に対するヒアリング時に監査法人の担当者が監査調書を読み上げた内容による。)

上記説明がなされ、平成 20 年（2008 年）4 月期以降は、東京貴宝と新大光宝石（改めジョイ）の間の直接の取引はなくなったものと思われていた。少なくとも、東京貴宝の総勘定元帳上に新大光宝石（改めジョイ）が出現することはなくなった（ただし、平成 27 年（2015 年）3 月期に東京貴宝からジョイに 3 万 8000 円の売上が 1 度だけ計上されている。調査対象期間中におけるジョイとの取引等については後述の第 4 章第 1.5 「4 社間の取引推移」を参照のこと。）。

しかしながら既に記載しているように、東京貴宝と新大光宝石改めジョイの間に、イーストやプラスなどを介在させただけで、実質的には東京貴宝と新大光宝石改めジョイとの間では綿々と取引が継続されていた。

なお、東京貴宝と新大光宝石改めジョイの間に、イーストやプラスなどを介在させた取引の詳細については、第 4 章第 1.2 「イースト・プラスを介した東京貴宝とジョイの取引」にて述べるが、その概要を図示すると以下のとおりである。



このような状況を踏まえれば、本来、株式公開時に新大光宝石（改めジョイ）という会社がしっかりと整理されなかつたことが、中川氏による本件不適切行為の元凶であると判断せざるを得ない。また、東京貴宝は、店頭登録に際し、新大光宝石（改めジョイ）を、他の関連会社と同様に吸収合併等で整理しないのであれば、当該会社のその後の経営実態を的確に把握すべきであった。

この点、中川氏は、「ジョイや（ジョイを隠すために用いた）イーストとプラスも含め、これらの会社の経営状況や取引の状況を取締役会で報告している」旨供述するが、そのような事実を示す取締役会議事録や資料は存在しない。また、中川氏の上記主張を裏付ける関係者の供述も得られなかった。

このように、東京貴宝の株式公開時に適切な資本政策が取られていれば、株式公開時から 20 年もの長期にわたり、中川家が支配する新大光宝石が存在し続けることはなか

った。新大光宝石ないしジョイが存在し続けた結果、中川家が利得を得、東京貴宝は損害を被り続けた。このような状況下で、前述した様々な不適切行為が行われているのが本件の本質である。

東京貴宝は、有価証券報告書提出会社として財務諸表を作成している。なお、連結財務諸表については平成 28 年（2016 年）3 月期を最後に提出義務がなくなっている。

東京貴宝は、イースト及びプラスと東京貴宝との間の取引について、東京貴宝の会計処理上、他的一般の取引先として取り扱い、子会社との取引としても関連当事者取引としても取り扱っていない。また、イースト、プラスの取引先になるジョイとの間の取引についても同様であり、子会社との取引としても関連当事者取引としても取り扱ってはいない。

然るに、本調査において判明した各社の実態から、今般、イースト、プラス、ジョイの子会社性及び関連当事者性に疑義が生じた。そのため、当委員会では、イースト、プラス、ジョイの子会社性及び関連当事者性について検討を行った。

この点について、東京貴宝は社内での検討結果を踏まえ、下記 2 及び 3 のとおり、イースト、プラス、ジョイは東京貴宝の子会社には該当しないものの、関連当事者に該当すると判断している。

当委員会としては、当委員会の検証及び調査の結果を踏まえても、東京貴宝の当該判断は、合理的であり、妥当と考える。

2 子会社性について

(1) 東京貴宝の判断

東京貴宝は、平成 30 年（2018 年）11 月 18 日付けて「株式会社ジョイ・株式会社プラス・株式会社イーストとの連結決算の是非（実質支配の判断）についての東京貴宝の考え方」を作成している。

その要旨は、イースト、プラス、ジョイの 3 社につき、連結決算をすべき会社として実質支配した実態はないと判断した、との内容になっている。

(2) 当委員会としての検証及び調査

ア 形式要件の検討

形式要件から見て、イースト、プラス、ジョイが東京貴宝の子会社に該当するか検討する。

（ア） 連結に関する諸規定

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「連結財務諸表規則」とは「連結財規」という。）第 2 条三号が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表規則」とは「財規」という。）第 8 条 3

項及び4項を準用し、次のように「親会社」と「子会社」を定義する。

連結財規 第2条

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三 子会社 財務諸表等規則第八条第三項、第四項及び第七項の規定により連結財務諸表提出会社の子会社とされる者をいう。

財規 第8条

3 この規則において「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。

上記、財規第8条3項の「他の会社等の意思決定機関を支配している場合」について、同条4項が規定する。

なお、東京貴宝は、イースト、プラス、ジョイの株式を一切保有していない。そのため、下記のような財規第8条4項3号が規定する「自己の計算において議決権を所有していない場合」に該当し、通称「ゼロ%連結」を検討する必要がある。

財規 第8条

4 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社等とは、次の各号に掲げる会社等をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社等は、この限りでない。

(略)

三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている会社等であって、かつ、前号口からホまでに掲げるいずれかの要件に該当する会社等